（泌尿器科処置）

Ｊ０５８　膀胱穿刺　80点

Ｊ０５９　陰嚢水腫穿刺　80点

Ｊ０５９－２　血腫、膿腫穿刺　80点

Ｊ０６０　膀胱洗浄（１日につき）　60点

注１　膀胱洗浄と同時に行う留置カテーテル設置及び留置カテーテル設置中の膀胱洗浄の費用は、所定点数に含まれるものとする。

２　区分番号Ｃ１０６に掲げる在宅自己導尿指導管理料又は区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った膀胱洗浄の費用は算定しない。

Ｊ０６０－２　後部尿道洗浄（ウルツマン）（１日につき）　60点

Ｊ０６１　腎盂洗浄（片側）　60点

Ｊ０６２　腎盂内注入（尿管カテーテル法を含む。）　1,612点

注　ファイバースコープによって行った場合に算定する。

Ｊ０６２－２　同種死体移植腎機械灌流保存　18,848点

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、採取した移植用死体腎を機械灌流を用いて保存した場合に算定する。

Ｊ０６３　留置カテーテル設置　40点

注１　膀胱洗浄と同時に行う留置カテーテル設置の費用は、膀胱洗浄の所定点数に含まれるものとする。

２　区分番号Ｃ１０６に掲げる在宅自己導尿指導管理料又は区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った留置カテーテル設置の費用は算定しない。

Ｊ０６４　導尿（尿道拡張を要するもの）　40点

注　区分番号Ｃ１０６に掲げる在宅自己導尿指導管理料又は区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った導尿の費用は算定しない。

Ｊ０６５　間歇的導尿（１日につき）　150点

注　在宅自己導尿を予定している入院中の患者に対し、間歇導尿用ディスポーザブルカテーテルを使用した場合に、親水性カテーテル加算として70点を所定点数に加算する。

Ｊ０６６　尿道拡張法　216点

Ｊ０６６－２　タイダール自動膀胱洗浄（１日につき）　180点

Ｊ０６７　誘導ブジー法　270点

Ｊ０６８　嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）　290点

Ｊ０６８－２　陰唇癒合剥離　290点

Ｊ０６９　前立腺液圧出法　50点

Ｊ０７０　前立腺冷温罨　50点

Ｊ０７０－２　干渉低周波による膀胱等刺激法　50点

注　入院中の患者以外の患者について算定する。

Ｊ０７０－３　冷却痔処置（１日につき）　50点

Ｊ０７０－４　磁気による膀胱等刺激法　70点

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

（産婦人科処置）

Ｊ０７１　羊水穿刺（羊水過多症の場合）　173点

Ｊ０７２　腟洗浄（熱性洗浄を含む。）　56点

注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

Ｊ０７３　子宮腔洗浄（薬液注入を含む。）　56点

Ｊ０７４　卵管内薬液注入法　60点

Ｊ０７５　陣痛誘発のための卵膜外薬液注入法　408点

Ｊ０７６　子宮頸管内への薬物挿入法　45点

Ｊ０７７　子宮出血止血法

１　分娩時のもの　780点

２　分娩外のもの　45点

Ｊ０７８　子宮腟頸管部薬物焼灼法　100点

Ｊ０７９　子宮腟部焼灼法　180点

Ｊ０８０　子宮頸管拡張及び分娩誘発法

１　ラミナリア　120点

２　コルポイリンテル　120点

３　金属拡張器（ヘガール等）　180点

４　メトロイリンテル　340点

Ｊ０８１　分娩時鈍性頸管拡張法　456点

Ｊ０８２　子宮脱非観血的整復法（ペッサリー）　290点

Ｊ０８２－２　薬物放出子宮内システム処置

１　挿入術　300点

２　除去術　150点

Ｊ０８３　妊娠子宮嵌頓非観血的整復法　290点

Ｊ０８４　胎盤圧出法　45点

Ｊ０８５　クリステル胎児圧出法　45点

Ｊ０８５－２　人工羊水注入法　864点

（眼科処置）

Ｊ０８６　眼処置　25点

注１　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

２　点眼又は洗眼については、第１章基本診療料に含まれ、別に算定できない。

Ｊ０８６－２　義眼処置　25点

注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

Ｊ０８７　前房穿刺又は注射（前房内注入を含む。）　180点

注　顕微鏡下に行った場合は、顕微鏡下処置加算として、180点を加算する。

Ｊ０８８　霰粒腫の穿刺　45点

Ｊ０８９　睫毛抜去

１　少数の場合　25点

注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

２　多数の場合　45点

注１　上眼瞼と下眼瞼についてそれぞれ処置した場合であっても１回の算定とする。

２　１日に１回に限り算定する。

Ｊ０９０　結膜異物除去（１眼瞼ごと）　100点

Ｊ０９１　鼻涙管ブジー法　45点

Ｊ０９１－２　鼻涙管ブジー法後薬液涙嚢洗浄　45点

Ｊ０９２　涙嚢ブジー法（洗浄を含む。）　54点

Ｊ０９３　強膜マッサージ　150点

Ｊ０９４　削除

（耳鼻咽喉科処置）

Ｊ０９５　耳処置（耳浴及び耳洗浄を含む。）　27点

注１　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

２　点耳又は簡単な耳垢栓塞除去については、第１章基本診療料に含まれ、別に算定できない。

Ｊ０９５－２　鼓室処置（片側）　62点

注　鼓室洗浄及び鼓室内薬液注入の費用は、所定点数に含まれる。

Ｊ０９６　耳管処置（耳管通気法、鼓膜マッサージ及び鼻内処置を含む。）

１　カテーテルによる耳管通気法（片側）　36点